

奈良市総合教育会議運営要領

(総則)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号。以下「法」という。）第1条の4に規定する奈良市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、法に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定に基づいて会議を招集しようとするときは、あらかじめ教育委員会に対して、会議を開催する日時、場所等を通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、総合政策課のホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止する場合を含む。）について準用する。

4 次に掲げる場合において、法第1条の4第1項第2号に定める措置を講ずる必要があるときは、市長と教育長のみで会議を開催することができる。この場合においては、第2項の規定は適用しない。

(1) 当該措置に関する教育委員会の意思決定がなされているとき

(2) 教育委員会が教育長に対応を一任しているとき

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

(議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名

(3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

(4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を公表するものとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、教育委員会事務局教育政策課に置く。

(定めのない事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年6月3日から施行する。